

## 債権譲渡契約書

株式会社〇〇（以下「甲」という）と、株式会社〇〇（以下「乙」という）とは、以下のとおり債権譲渡契約を締結する。

### 第1条（目的）

甲は、乙に対する売掛金債務の担保として、下記の乙が丙に対して保有する債権（以下「本件債権」）を金〇〇円で譲渡する。

### 記

- ① 乙が有する債権譲渡にかかる債権  
平成〇年〇月〇日付の株式会社〇〇（以下「丙」という）に対して有する売掛金債権およびこれに付帯する一切の債権 金〇〇万円
- ② 第三債務者の表示  
〒000-0000 富山県〇〇市〇〇町〇〇番地  
株式会社〇〇  
代表取締役 何某
- ③ 弁済期日  
平成〇年〇月〇日
- ④ 弁済方法  
丙より、甲が指定する銀行口座に振り込みにより支払う。
- ⑤ 指定口座  
〇〇銀行〇〇支店  
普通 0000000  
株式会社〇〇

※「債務弁済のため」や「売掛金債務の担保のため」とう譲渡の原因を明示し、譲渡する債権の当事者、発生原因、金額等の内容について具体的に特定をします。

### 第2条（表明・保証）

1. 乙は、本譲渡債権の正当な債権者であり、債権者としての権利行使に一切の制限のないこと、本譲渡債権について甲以外の第三者に対して債権譲渡、担保設定等を行っていないこと、および本譲渡債権につき無効・取消原因・相殺等による抗弁事由その他一切の瑕疵がないことを表明・保証する。
2. 本契約は、甲の事前の書面による承諾なき限り、全部またはその一部を解除できないものとする。

3. 乙は、本譲渡債権を他の第三者に対して重ねて譲渡すること、その他甲の権利を害する行為を一切行わないことを確認する。  
※譲渡の対象となる債権が、回収可能なものであることに注意をする必要があります。

#### 第3条（対抗要件の具備）

甲は、本契約締結後5日以内に、確定日付ある証書をもって、丙に対し、本件債権譲渡を通知するか、または本件債権譲渡について丙の承諾を得なければならない。

※債権譲渡の第三者に対する対抗要件は、①譲渡人である債務者乙が第三債務者丙に債権譲渡の旨を通知し、②第三債務者丙が、債権譲渡について意義のない承諾をし、③①、②の通知または承諾が確定日付のある証書によって行われている必要があります。

通常、債権譲渡の通知は、内容証明郵便により行います。

#### 第4条（契約解除）

1. 乙は、甲が前条の対抗要件を期限内に具備しない場合、および丙が前条の通知までに甲に対して対抗し得た事由をもって乙に対抗してきた場合には、何ら催告を要せずただちに本件債権譲渡契約を解除できる。
2. 丙が弁済期に支払をしないときも同様に、甲は本件債権譲渡契約を解除できる。

※当契約が有効に成立しない場合には、当契約を解除出来る事由を定めておきます。

#### 第5条（債権の消滅）

1. 甲が、譲受債権につき支払を受けたときは、第1条の債務は消滅するものとする。
2. 丙が一部の支払いをしたときは、甲は第1条の債務の一部に充当し、譲受債権の残部を乙に返還すると共に第1条の債務の残額につき乙に支払いを請求することができるものとする。

※元々あった債権の消滅事由を定めておき、一部のみしか目的が達成しない場合には、その債権を譲渡がなされる前の状態に戻すことができる旨を定めて取引の安全を担保しておきます。

#### 第6条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙は誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

#### 第7条（強制執行の認諾）

本件債権譲渡契約の譲渡債権に瑕疵があり、甲が目的を達することが

できない場合には、乙は、直ちに強制執行に服する旨を認諾する。

※公正証書を作り、強制執行受諾文言を入れておくことにより、裁判上の手続を経ないで甲は乙の財産に強制執行（差し押さえ）をすることができるようになります。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成○年○月○日

甲（債権者）（住 所）

（名 称） 株式会社○○

代表取締役 ○○ 印

乙（債務者）（住 所）

（名 称） 株式会社○○

代表取締役 ○○ 印